

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

中小企業・小規模事業者は、地域に根ざした事業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、地域経済において、重要な役割を果たしているところであるが、近年、自然災害の頻発化などにより、中小企業・小規模事業者の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じている。

このような中、中小企業・小規模事業者をめぐる環境の変化を踏まえ、経済の活力の源泉である中小企業・小規模事業者の経営強靱化を図り、事業活動の継続に資するため、サプライチェーンや地域の経済・雇用を支える中小企業を中心として、それらの災害対応力を高める必要がある。

こうした課題へ対応するため、国では、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」(平成5年法律第51号)の一部を改正し、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての計画(以下「事業継続力強化支援計画」という。)を都道府県知事が認定し、認定を受けた者について、各種の支援措置を講じる仕組みを整えたものである。

青森市浪岡商工会が、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、青森市と共同して本計画を作成するものである。

II 青森市浪岡地区の現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

青森市浪岡地区の洪水ハザードマップには、概ね50年に1回程度起こる大雨が降った場合に、浸水が想定される区域を表示しており、青森市浪岡地区中心の一部住宅街や、JR浪岡駅周辺住宅街、及び浪岡川周辺の住宅街では、水深0.5m～3.0m未満の浸水想定区域が広がっている。

青森市浪岡地区内を縦断する十川・浪岡川流域では、これまでの数々の水害に見舞われ、昭和52年8月の大雨においては、超水破堤などにより旧浪岡町全域が被災し、国道7号が通行止めになるなど大混乱となった。

(土砂災害：ハザードマップ)

青森市浪岡地区の土砂災害ハザードマップには、集中豪雨などによって「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、危害が及ぶおそれのある土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を表示しており、本郷・細野・相沢・王余魚沢・北中野・五本松・大釈迦・徳才子・長沼・高屋敷・杉沢・福田・女鹿沢の山間部を中心に、広く分布している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で0.1%以上3%未満の確率で発生すると予測されている。

(その他)

青森市は、平均年間降雪量が646cmと、人口30万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されている。

多積雪期において、大規模な地震等の災害が発生した場合には、雪の重み等による建物倒壊の危険性の増大、生き埋め者の発生、寒冷による地震後の死者の増加などの直接的な被害があるほか、交通・通信網の障害などにより、避難所開設の遅れ、遠隔地における物資不足などが予想される。

(2) 青森市浪岡商工会 管内商工業者の状況

○商工業者数 580人

○小規模事業者数 473人

(内 訳)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	卸売業	40	22	地区内に広く分散している
	小売業	214	168	地区内に広く分散している
	サービス業	147	127	飲食業は、地区中心部に多い
	その他	179	156	
合 計		580	473	

(3) これまでの取組

1) 青森市の取組

○青森市地域防災計画の策定

青森市では、災害対策基本法(昭和38年法律第223号)第42条の規定に基づき、防災に必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、青森市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減し郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として、青森市地域防災計画を策定している。

○青森市総合防災訓練の実施

青森市では、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、様々な災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練、又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他防災関係機関、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等を含めた、実践的な総合防災訓練を実施している。

○備蓄物資(平成31年2月13日現在)

青森市浪岡地区に備蓄している物資項目は次のとおり。

毛布 ラジオ 簡易便所 オムツ(子供用、大人用) ナプキン アルファ化米
お粥 カンパン 飲料水 粉ミルク ほ乳瓶 ほ乳瓶洗浄消毒セット ストープ
ヘルメット 懐中電灯 誘導棒 救助工具セット 発電機 コードリール
投光機 拡声器 ロープ カラーコーン 防水シート ガソリン携行缶
缶詰ガソリン

2) 青森市浪岡商工会の取組

青森県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進。

III 青森市浪岡商工会の課題

青森市浪岡商工会では、現状、自然災害発生時における地区内の小規模事業者や青森市との協力体制が具体的に確立していないほか、対応等にあたってのマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員が不足していることから、防災に対する意識や知識の向上を図ることが緊急の課題である。

IV 青森市浪岡商工会の目標

○地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

○発災時における連絡体制を円滑に行うため、青森市浪岡商工会と青森市との間における被害情報報告ルートを構築する。

○発災後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

V その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～ 令和7年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・青森市浪岡商工会は青森市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

巡回経営指導を中心に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

2) 青森市浪岡商工会の事業継続計画の作成

現在作成中である。

3) 関係団体等との連携

○青森県商工会連合会に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

○青森県・青森市他関係機関への普及啓発チラシ等掲示依頼。

4) フォローアップ

○小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認するとともに、青森県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、計画を見直しする等、より実効性の高い事業者BCPにするための支援を行う。

○【仮称】青森市浪岡事業継続力強化支援協議会（構成員：青森市浪岡商工会、青森市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

青森市との連携や連絡の訓練を必要に応じて実施する。

〈2. 発災後の対策〉

青森市地域防災計画では、風水害や地震等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等を定めている。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分することとしている。

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、青森市浪岡商工会では、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

○職員の安否や業務従事の可否を確認し、発災後24時間以内に関係機関に安否報告を行う。

○大まかな被害状況（家屋被害や道路状況）等を青森市と共有する。

2) 応急対策の方針決定

- 青森市浪岡商工会と青森市との間で、被害状況や被害規模に応じた、地区内小規模事業者への支援を行うための応急対策の方針を決める。
- 地区内小規模事業者の大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

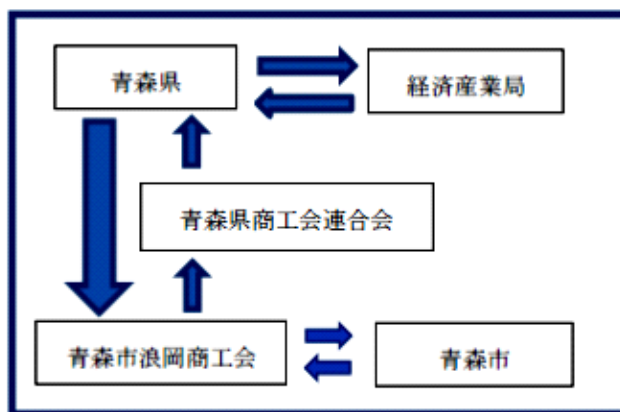
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「屋根のトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊、半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

- 本計画により、青森市浪岡商工会と青森市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う。
- 青森市浪岡商工会は青森市と共有した情報を、青森県の指定する方法により、青森県商工会連合会を経由して青森県へ報告する。なお、青森市浪岡商工会と青森市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- 相談窓口の開設方法について、青森市と相談する。（青森市浪岡商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

○応急時に有効な被災事業者施策（国や青森県、青森市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

○青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

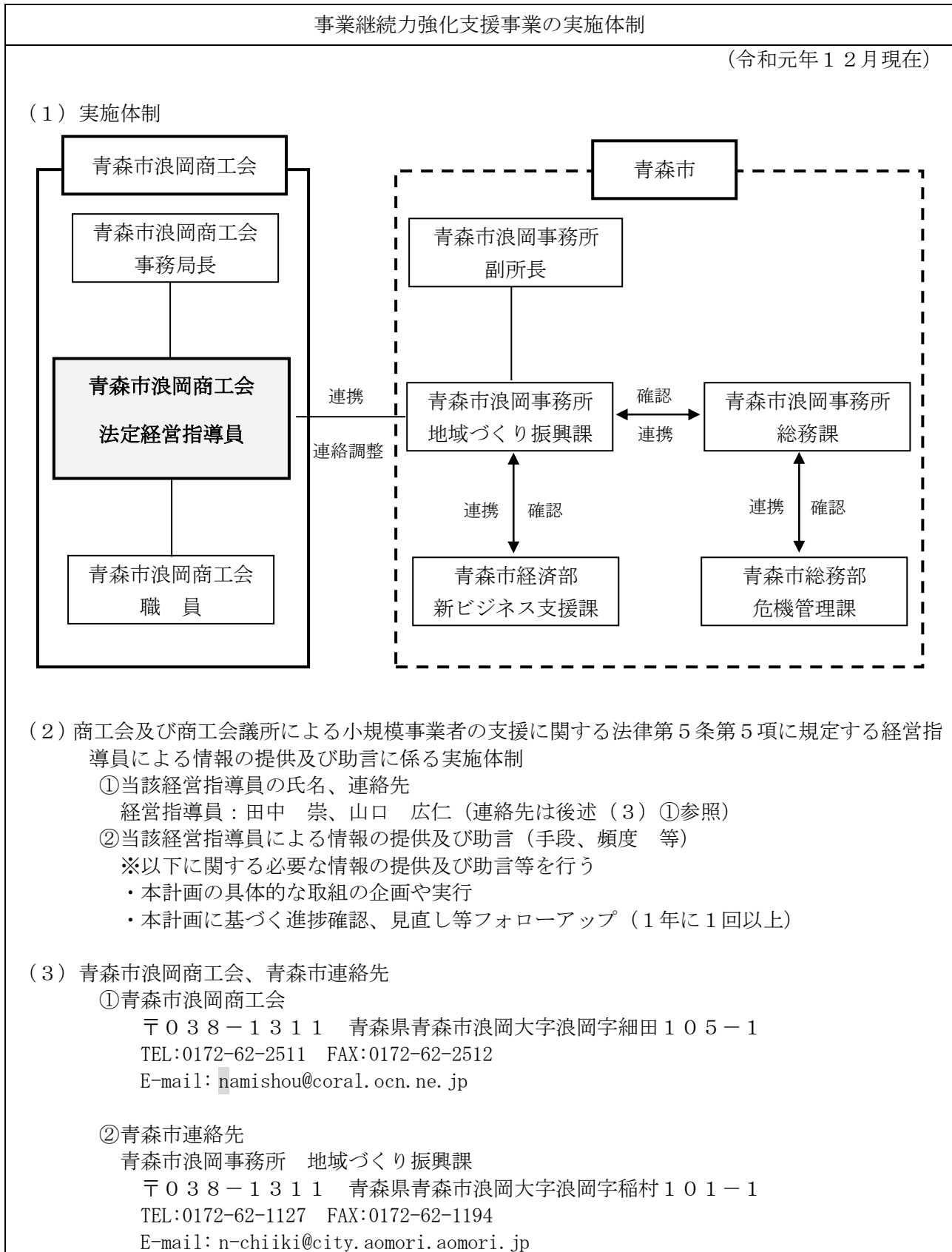
○被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、地区外からの応援派遣等を青森県商工会連合会等に相談する。

※ その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員：田中 崇、山口 広仁（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 青森市浪岡商工会、青森市連絡先

①青森市浪岡商工会

〒038-1311 青森県青森市浪岡大字浪岡字細田105-1

TEL:0172-62-2511 FAX:0172-62-2512

E-mail: namishou@coral.ocn.ne.jp

②青森市連絡先

青森市浪岡事務所 地域づくり振興課

〒038-1311 青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

TEL:0172-62-1127 FAX:0172-62-1194

E-mail: n-chiiki@city.aomori.aomori.jp

青森市浪岡事務所 総務課

〒038-1311 青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

TEL:0172-62-1111 FAX:0172-62-9368

E-mail: n-somu@city.aomori.aomori.jp

青森市経済部 新ビジネス支援課

〒030-0801 青森県青森市新町一丁目3-7

TEL:017-734-2379 FAX:017-723-5586

E-mail: business-shien@city.aomori.aomori.jp

青森市総務部 危機管理課

〒030-8555 青森県青森市中央一丁目22-5

TEL:017-734-5059 FAX:017-62-9368

E-mail: kikikanri@city.aomori.aomori.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ等作成費	150	150	150	150	150

調達方法
会費収入、事業収入、補助金 等